

の提出先) から受ける給与などの年末調整の対象となる給与^(注1) の総額が850万円を超えるかどうかにより行います^(注2)。

(注) 1 年末調整の対象となる給与については35ページを参照してください。

2 給与の支払を受ける人が基礎控除申告書や配偶者控除等申告書の作成に当たって行う「本年中の合計所得金額の見積額」の計算において、給与の支払を受ける人が2か所以上から給与の支払を受けている場合には、その給与の全部を基にその計算を行う必要があります。

2 例えば、同一世帯に属する夫婦において、夫婦の両方がその年中の給与の収入金額が850万円を超える人に該当し、年齢23歳未満の扶養親族に該当する子どもがいるような場合には、扶養控除とは異なり、その夫婦の両方が所得金額調整控除の適用を受けることができます。

(6) 基礎控除額、配偶者（特別）控除額及び特定親族特別控除額等の源泉徴収簿への記入

基礎控除申告書、配偶者控除等申告書及び特定親族特別控除申告書の内容について確認を終えた後、それらの申告書の記載に基づいて、基礎控除の額、配偶者（特別）控除の額及び特定親族特別控除の額（特定親族を複数有する場合は合計した額）を各人の源泉徴収簿の「基礎控除額⑱」欄、「配偶者（特別）控除額⑲」欄及び「特定親族特別控除額⑲－2」欄^(注) にそれぞれ記入します。また、「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)」欄に記載されている金額を源泉徴収簿の「配偶者の合計所得金額」欄に記入します（60ページの記入例参照）。

(注) 令和6年9月から国税庁ホームページに掲載している「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」右側の「年末調整」欄は、特定親族特別控除の適用がある場合の計算に対応していません。このため、特定親族特別控除の適用がある場合で、この源泉徴収簿を使用するときは、**余白部分に「特定親族特別控除額⑲－2」欄を作成する等してください。**また、「**所得控除額の合計額⑳**」欄には、この特定親族特別控除額を加算した金額を記載することとなりますので、ご注意ください。

なお、所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除額を各人の源泉徴収簿の「所得金額調整控除額㉑」欄で計算します（所得金額調整控除額は、年末調整の対象となる給与の総額を計算した後で計算しますので、源泉徴収簿に所得金額調整控除の適用がある旨を記載しておくくと便利です。）。

2－3 保険料控除申告書の受理と内容の確認

(1) 保険料控除申告書の受理

年末調整の際には、生命保険料控除や地震保険料控除などの控除を行います。これらの控除は、各人から提出された「給与所得者の保険料控除申告書」（以下「保険料控除申告書」といいます。）に基づいて行うことになっていますから、この申告書の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、年末調整を行う時までに提出を受けてください。

(2) 保険料控除額の確認

控除の対象となる生命保険料や地震保険料、社会保険料、小規模企業共済等掛金について、次のような点に注意して控除額を確認し、正しく控除を行ってください。

● 生命保険料控除

生命保険料とは

(1) 生命保険料控除の対象となる生命保険料は、一定の生命保険契約等に基づいて支払った保険料や掛金で**所得者本人が支払ったものに限られます**。また、その保険料は「一般の生命保険料」、「介護医療保険料」及び「個人年金保険料」に区分されます。

また、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料は新生命保険料・介護医療保険料・新個人年金保険料に区分され、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料は旧生命保険料・旧個人年金保険料に区分されます。

生命保険料控除の対象となる保険契約等の詳細については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご確認ください。

(注) その支払った保険料や掛金が生命保険料控除の対象とされるためには、保険金、共済金その他の給付金の受取人の全てが所得者本人又は所得者の配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます。）となっていることが必要です。

- (2) 支払った保険料や掛金の金額については、その保険料の区分ごとにそれぞれ合計額を計算します。
新生命保険料を旧生命保険料に含めることや新個人年金保険料を介護医療保険料に含めることなど、支払った保険料の区分を他の区分に振り替えることはできません。
- (3) 生命保険契約等に基づき剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けているときは、新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料又は旧個人年金保険料の金額の各合計額からそれぞれの保険料の区分に対応する剰余金や割戻金の金額の合計額を差し引いた残額が控除の対象となります。

〔注意事項〕

- 1 保険金又は年金の受取人は、所得者本人又は所得者の配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます。）だけであるかどうか。
- 2 本人自身が支払ったものであるかどうか。
なお、給与の支払者が負担した保険料の金額で給与として課税されるべきものは、本人自身が支払ったものとして控除の対象となります。
- 3 本年中に支払ったものであるかどうか。
この場合の支払った金額については、次のように取り扱われます。
 - (1) 払込期日が到来した保険料であっても現実に支払っていないものは含まれません。
 - (2) 保険料の払込みのない契約を有効に継続させるため、保険会社などが貸付けを行ってその払込みに充当する処理を行ういわゆる「振替貸付」によって保険料の払込みに充てられた金額は、支払った保険料に含まれます。
 - (3) 翌年以後に払込期日が到来する保険料を一括して払い込んだいわゆる「前納保険料」については、次の算式により計算した金額が、本年中に支払った保険料の金額となります。

$$\left(\begin{array}{l} \text{前納保険料の総額} \\ \text{（前納により割引をされた場} \\ \text{合には、その割引後の金額）} \end{array} \right) \times \frac{\text{前納保険料に係る本年中に到来する払込期日の回数}}{\text{前納保険料に係る払込期日の総回数}}$$

- 4 生命保険契約等に基づき剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けている場合又は剰余金や割戻金保険料の払込みに充てられている場合には、契約保険料などの金額から、これらの剰余金や割戻金の額が差し引かれているかどうか。
この場合、数口の契約があるときは、保険料の区分ごとに、支払った保険料の合計額からその剰余金などの合計額を差し引いた残額が、控除の対象となる新生命保険料、旧生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料又は旧個人年金保険料の金額となります。
- 5 新個人年金保険料を新生命保険料に含めるなど支払った保険料を他の区分の保険料に含めて控除額の計算をしていないかどうか。
- 6 個人年金保険契約等で傷害特約、疾病特約等が付されているものの保険料や掛金のうち、その特約部分の保険料や掛金については、個人年金保険料に含めて控除額の計算をしていないかどうか。

証明書類

旧生命保険料にあっては、本年中に支払った一契約の保険料の金額（本年において剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けた場合又は分配を受ける剰余金や割戻しを受ける割戻金をもって生命保険料の払込みに充てた場合には、その剰余金や割戻金の額を差し引いた残額）が9,000円を超えるものについて、また、旧生命保険料以外の保険料にあっては、金額の多少にかかわらず全てのものについて、その保険料を支払ったこと等の証明書類又はその証明書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等^(注1)に係る電磁的記録印刷書面^(注2)を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

なお、保険料控除申告書に記載すべき事項を電子データにより提供する場合、その保険料控除

申告書に添付すべき証明書類等の提出又は提示に代えて、その証明書類等に記載されるべき事項が記録された情報で電子証明書等^(注1)が付されたものを保険料控除申告書に記載すべき事項と併せて電子データにより給与の支払者に提供することができます。

(注) 1 電子証明書等とは、証明書類の発行者(保険会社等)の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書をいいます(25ページ以降の「地震保険料控除」、「社会保険料控除」、「小規模企業共済等掛金控除」及び「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」の証明書類においても同様です。)

2 電磁的記録印刷書面とは、電子証明書に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます(25ページ以降の「地震保険料控除」、「社会保険料控除」、「小規模企業共済等掛金控除」及び「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」の証明書類においても同様です。)

なお、控除証明書等データから電磁的記録印刷書面を作成することができるシステムを国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)に掲載していますので、ご利用ください。

この場合の証明書類については、次のように取り扱われます。

(1) 証明書類の交付を請求中などのため、証明書類が確認できない場合でも、翌年1月末日までに提出又は提示することを条件として生命保険料の控除をしたところで年末調整を行ってもよいことになっています。

(2) 次の保険料については、「あなたが本年中に支払った保険料等の金額」、「保険等の契約者の氏名」、「保険金等の受取人」などに誤りがないことについて、その勤務先で確認すれば、証明書類を提出又は提示しなくてもよいことになっています。

① 勤務先を対象とする団体特約に基づいて支払った保険料

② 確定給付企業年金に係る規約又は適格退職年金契約に基づいて支払った保険料

(注) 確認した場合は、保険料控除申告書などに確認した旨を明らかにしておいてください。

(3) ここでいう証明書類とは、保険会社や郵便局などが発行した、保険料などの領収書や支払った生命保険料の金額と保険契約者などの氏名を証明するために特に発行した書類をいいます。

なお、郵便振替などを利用して支払った生命保険料の証明書類については、保険契約者の氏名に代えて、保険証券や年金証書の記号と番号が記載されていればよいことになっています。

(4) 月払契約により支払った生命保険料の証明書類には、「本年中に支払った生命保険料の金額」に代えて、毎月の払込保険料の金額と本年1月から9月までの払込みの状況がわかる事項が記載されていればよいことになっています。

生命保険料の控除額の計算

保険料控除申告書に記載されている生命保険料の控除額が、一般の生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料の区分ごとに、それぞれ正しく計算されているかどうかを確かめます。

生命保険料の控除額は、次の表により計算した一般の生命保険料の控除額(①、②、③のうち最も大きい金額)、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額(④、⑤、⑥のうち最も大きい金額)の合計額となります。

なお、一般の生命保険料の控除額、介護医療保険料の控除額及び個人年金保険料の控除額の合計額が12万円を超える場合には、生命保険料の控除額は最高12万円が限度となります。

保 険 料 の 区 分		控 除 額
一般の 生命保険料	(1) 支払った新生命保険料について控除の適用を受ける場合(③の場合を除く)	計算式Ⅰに当てはめて計算した金額(①)
	(2) 支払った旧生命保険料について控除の適用を受ける場合(③の場合を除く)	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額(②)
	(3) 支払った新生命保険料及び旧生命保険料の両方について控除の適用を受ける場合 ^(注1)	上記①及び②の金額の合計額(最高4万円)(③)
介護医療保険料		計算式Ⅰに当てはめて計算した金額
個人年金 保険料	(1) 支払った新個人年金保険料について控除の適用を受ける場合(③の場合を除く)	計算式Ⅰに当てはめて計算した金額(④)
	(2) 支払った旧個人年金保険料について控除の適用を受ける場合(③の場合を除く)	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額(⑤)
	(3) 支払った新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方について控除の適用を受ける場合 ^(注1)	上記④及び⑤の金額の合計額(最高4万円)(⑥)

【計算式Ⅰ（新生命保険料、介護医療保険料又は新個人年金保険料を支払った場合）】

支払った保険料等の金額	控 除 額
20,000円以下	支払った保険料等の金額の全額
20,001円から40,000円まで	$\left(\text{支払った保険料等の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円}$
40,001円から80,000円まで	$\left(\text{支払った保険料等の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円}$
80,001円以上	一律に40,000円

【計算式Ⅱ（旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合）】

支払った保険料等の金額	控 除 額
25,000円以下	支払った保険料等の金額の全額
25,001円から50,000円まで	$\left(\text{支払った保険料等の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{2} + 12,500\text{円}$
50,001円から100,000円まで	$\left(\text{支払った保険料等の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円}$
100,001円以上	一律に50,000円

- (注) 1 支払った旧生命保険料又は旧個人年金保険料の金額が6万円を超える場合には、③又は⑥の金額よりも②又は⑤の金額の方が大きくなりますので、②又は⑤の金額が控除額となります。
2 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

● 地震保険料控除

地震保険料とは

- (1) 地震保険料控除の対象となる地震保険料は、所得者本人又は本人と生計を一にする親族が所有している家屋・家財のうち一定のものを保険や共済の目的とし、かつ地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に基づく地震等損害部分の保険料や掛金で所得者本人が支払ったものに限られます。

なお、地震保険料控除の対象となる保険契約等の詳細については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご確認ください。

- (2) 剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けたり、その剰余金や割戻金を保険料の払込みに充てたりした場合には、その年中に支払った保険料の合計額からその支払を受けたり払込みに充てたりした剰余金や割戻金の合計額を差し引いた残額が控除の対象となります。
- (3) 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（以下「旧長期損害保険契約」といいます。）に係る保険料又は掛金（以下「旧長期損害保険料」といいます。）を支払った場合には、これら旧長期損害保険料のうち一定の金額については、地震保険料控除の対象となる金額に含めることができます。

(注) 「長期損害保険契約等」とは、平成18年度の税制改正前の所得税法第77条第1項に規定する損害保険契約等のうち、次の全てに該当するものをいいます（保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。）。

- ① 保険期間又は共済期間の満期後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が10年以上であること
- ② 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものであること

- (4) この地震保険料控除は、本人から提出された保険料控除申告書に基づいて控除することになっています。

【注意事項】

1 保険の目的

家屋や家財を保険又は共済の目的とする損害保険契約等は、所得者本人又は本人と生計を一

にする親族が所有して常時居住している家屋や、これらの人の所有している生活に通常必要な家財を保険の目的としているものであるかどうか。

2 保険料の支払内容等

(1) 本人自身が支払ったものであるかどうか。

給与の支払者が負担した地震保険料の金額で給与として課税されるべきものは、本人自身が支払ったものとして控除の対象になります。

(2) 本年中に支払ったものであるかどうか。

いわゆる「振替貸付」により保険料の払込みに充てられた金額や、いわゆる「前納保険料」があるときは、生命保険料の場合と同様に取り扱われますので22ページを参照してください。

(3) 剰余金の分配や割戻金の割戻しを受けている場合又は剰余金や割戻金が地震保険料の払込みに充てられている場合には、契約保険料の金額からこれらの剰余金や割戻金の額が差し引かれているかどうか。

証明書類

保険料の金額の多少に関係なく、その保険料を支払ったこと等の証明書類又はその証明書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

証明書類の交付を請求中などのため、証明書類が確認できない場合でも、翌年1月末日までに提出又は提示することを条件として地震保険料の控除をしたところで年末調整を行ってもよいことになっています。

なお、証明書類の電子データによる提供や証明書類として使用される書面の内容などについては、生命保険料の場合と同じですから、23・24ページを参照してください。

地震保険料の控除額の計算

保険料控除申告書に記載されている地震保険料の控除額が、次により正しく計算されているかどうかを確かめます。

	支払った保険料等の区分	支払った保険料等の金額		地震保険料の控除額
①	地震保険料等に係る契約の全てが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当するものである場合	—	—	その年中に支払った地震保険料の金額の合計額（最高5万円）
②	地震保険料等に係る契約の全てが旧長期損害保険契約に該当するものである場合	旧長期損害保険料の金額の合計額	10,000円以下	その合計額
			10,000円超 20,000円以下	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times \frac{1}{2} + 5,000\text{円}$
			20,000円超	一律に15,000円
③	①と②がある場合	①、②それぞれ計算した金額の合計額	50,000円以下	その合計額
			50,000円超	一律に5万円

(注) 1 ここでの地震保険料等とは、地震保険料控除の対象となる地震保険料及び旧長期損害保険料をいいます。

2 一つの契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われるものと旧長期損害保険契約のいずれの契約区分にも該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。

3 地震保険料の控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

● 社会保険料控除

社会保険料とは

- (1) 社会保険料控除の対象となる社会保険料は、所得者本人又は本人と生計を一にする親族の負担すべき社会保険料で、所得者本人が支払ったものに限られます。

なお、社会保険料控除の対象となる社会保険料の詳細については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご確認ください。

- (2) 社会保険料には、次の①と②があり、その全額が控除されます。このうち、②については、本人から提出された保険料控除申告書の金額に基づいて控除することになります。

① 健康保険や厚生年金保険、雇用保険などの保険料や掛金のように毎月の給与から差し引かれているもの

② 国民健康保険や国民年金などの保険料や保険税、掛金のように本人が直接支払っているもの

(注) 介護保険の保険料については、年齢40歳から64歳までの人は健康保険や国民健康保険の保険料に介護保険料相当額が含まれており、年齢65歳以上の人は原則として公的年金等から介護保険料が特別徴収されることになっています。

- (3) 本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料を本人自身が支払った場合には、その支払った金額は、本人の社会保険料として控除できます。

(注) 後期高齢者医療制度の保険料について、本人と生計を一にする親族が負担すべき保険料を本人が口座振替により支払った場合には、口座振替によりその保険料を支払った本人の社会保険料として控除できます。

なお、年金から特別徴収された介護保険の保険料及び後期高齢者医療制度の保険料については、その保険料を支払ったのは年金の受給者自身となるため、その年金の受給者の社会保険料として控除できます。

年末調整のしかた
・手
・控除額の確認順

証明書類

国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金（以下「保険料等」といいます。）で本人が直接支払ったものについては、支払った保険料等の多少に関係なく、その保険料等を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

証明書類の交付を請求中などのため、証明書類が確認できない場合でも、翌年1月末日までに提出又は提示することを条件として社会保険料の控除をしたところで年末調整を行ってもよいことになっています。

ここでいう証明書類とは、厚生労働省又は各国民年金基金が発行した保険料等の領収書や証明書などをいいます。

- (注) 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金については、保険料等を支払ったことを証明する書類が必要ですが、それ以外の保険料等については必要はありません。

なお、証明書類の範囲には、その証明書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷画面が含まれます。また、保険料控除申告書に記載すべき事項を電子データにより提供する場合、その保険料控除申告書に添付すべき証明書類等の提出又は提示に代えて、その証明書類等に記載されるべき事項が記録された情報で電子証明書等が付されたものを保険料控除申告書に記載すべき事項と併せて電子データにより給与の支払者に提供することができます（28ページの「小規模企業共済等掛金控除」の証明書類においても同様です。）。

毎月の給与から差し引かれた社会保険料等の集計

- (1) 本年中に給与から差し引かれた社会保険料等の総額を集計します。この集計は、給与の総額等を集計するとき（35ページ参照）に併せて行っても差し支えありません。

- (2) この集計に当たっては、本年中に他から転職してきた人については、その人が前の勤務先に扶養控除等（異動）申告書を提出して支払を受けた給与から差し引かれた社会保険料等も含めて集計してください（その人が転職前の勤務先から交付を受けた本年分の「給与所得の源泉徴収票」などにより確認してください。）。

- (3) 給与の支払者が負担した社会保険料等の金額で給与として課税されるべきものは、本人自身が支払ったものとして控除の対象となりますので、これも集計に含めます。

(注) 特定の小規模企業共済等掛金は毎月の給与から社会保険料と併せて控除されますので、源泉徴収簿では、これらの金額を合計して記入するよう「社会保険料等」としています。

【注意事項】

本人が本年中に支払ったものだけが控除の対象とされますので、納付期日が到来して本年中に支払うべき保険料であっても現実に支払っていないものは含まれません。

また、翌年以後に納付期日が到来する保険料を一括して支払ったいわゆる「前納保険料」については、次の算式により計算した金額が本年中に支払った社会保険料となります（各年分に相当する額を各年において控除する方法）。

$$\left(\begin{array}{l} \text{前納保険料の総額} \\ \text{（前納により割引をされた場} \\ \text{合には、その割引後の金額）} \end{array} \right) \times \frac{\text{前納保険料に係る本年中に到来する納付期日の回数}}{\text{前納保険料に係る納付期日の総回数}}$$

ただし、前納の期間が1年以内のもの及び法令に一定期間の社会保険料等を前納することができ旨の規定がある場合における当該規定に基づき前納したものについては、本人がその前納保険料の全額を保険料控除申告書に記入して申告した場合には、その全額を本年の年末調整の際に控除しても差し支えありません（納めた年に全額控除する方法）。

※ 2年前納された国民年金保険料について、各年分の保険料に相当する額を各年において控除する方法を選択される場合は、各年分に対応する社会保険料控除証明書を本人自らが年分ごとに切り取り、保険料控除申告書に添付して給与の支払者へ提出又は提示することとなっています。

● 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金とは

(1) 小規模企業共済等掛金とは、次に掲げるものをいいます。

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と契約した共済契約（旧第2種共済契約を除きます。）に基づいて支払った掛金
- ② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金（iDeCoの掛金など）
- ③ 地方公共団体が条例の規定により実施するいわゆる心身障害者扶養共済制度で一定の要件を備えているものに基づいて支払った掛金

(注) 掛金を前納したことにより前納減額金の支払を受けているときは、支払った掛金の額からその前納減額金を差し引いた残額が控除の対象となります。

(2) この小規模企業共済等掛金には、①毎月の給与から差し引かれるものと②本人が直接支払っているものなどがあり、その全額が控除されます。このうち、②の本人が直接支払ったものについては、本人から提出された保険料控除申告書の金額に基づいて控除することになっています。

証明書類

上記(2)①の毎月の給与から差し引かれる小規模企業共済等掛金については、掛金を支払ったことを証明する書類は必要ありませんが、②の本人が直接支払ったものについては、支払った掛金の金額の多少に関係なく、その掛金を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

【注意事項】

- 1 本人が直接掛金を支払っている場合、保険料控除申告書に、その掛金を支払ったことの証明

書類を添付して提出又は提示されているかどうか。

- 2 本人が本年中に支払ったものだけを控除の対象としているかどうか。未払のものや前払したものが含まれていないかどうか。

この場合、翌年以後に納付期日の到来する掛金を一括して支払ったいわゆる「前納掛金」については、社会保険料を前納した場合と同様に取り扱われますので、社会保険料控除の【**注意事項**】（28 ページ）を参照してください。

- 3 前納減額金の支払を受けている場合には、支払った掛金の額からその前納減額金が差し引かれているかどうか。
- 4 毎月の給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金は社会保険料とともに本年中に差し引かれた金額を集計する必要があります（27ページの「毎月の給与から差し引かれた社会保険料等の集計」を参照してください。）。

(3) 保険料控除額の源泉徴収簿への記入

保険料控除申告書の内容について確認を終えた後、その申告書の記載に基づいて、各人の源泉徴収簿の該当欄に社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金の控除額、生命保険料の控除額及び地震保険料の控除額をそれぞれ記入します。また、「旧長期損害保険料」の支払がある人については、その支払額を源泉徴収簿の「旧長期損害保険料支払額」欄に記入します（60ページの記入例参照）。

なお、源泉徴収簿で集計した本年中の給与から差し引かれた社会保険料等の合計額も、該当欄に転記します（60ページの記入例参照）。

2-4 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書の受理と内容の確認

(1) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書の受理

イ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除^(注1)を受けようとする最初の年分については、確定申告により、控除の適用を受ける必要があります^(注2)。しかし、その後の年分については、年末調整の際に、各人から提出された「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」^(注3)（以下「住宅借入金等特別控除申告書」といいます。）に基づいて控除を行うことができることになっていますから、この控除を受けようとする人に対しては、所要事項を記載した住宅借入金等特別控除申告書を年末調整のときまでに提出するよう指導してください。

(注) 1 以下「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除」は、住宅借入金等特別控除及び特定増改築等住宅借入金等特別控除を総称した用語として使用しています。

2 住宅借入金等により住宅の新築・購入又は増改築等をして、自己の居住の用に供していた人が、やむを得ない事由によりその住宅を居住の用に供しなくなった後に、再び居住の用に供し、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受ける最初の年分についても同じです。

3 以下「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書」は給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書及び給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書を総称した用語として使用しています。

ロ 住宅借入金等特別控除申告書には、次に掲げる証明書^(注1)の添付^(注2)が必要です。

(イ) 調書方式^(注3)の場合

- ・ その人の住所地の税務署長が発行した「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」（以下「控除証明書」といいます。）

(ロ) 証明書方式^(注4)の場合

- ① 控除証明書
- ② 借入等を行った金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「年末残高等証明書」といいます。）

(注) 1 これらの証明書に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を含みます。